

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和7年 10 月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	7件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	6件
(2) 年金記録の訂正請求を却下としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2500062 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 2500003 号

第1 結論

昭和 58 年 2 月及び同年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 2 月及び同年 3 月

国の記録では、請求期間が未加入期間となっているが、私は、請求期間を含む昭和 57 年 4 月から昭和 58 年 3 月までの 1 年分の国民年金保険料を昭和 57 年 4 月 23 日に納付した領収書を所持しており、請求期間の国民年金保険料を還付された記憶もないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るオンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA村（現在は、B市）が作成した国民年金被保険者台帳（紙名簿）（以下「A村台帳」という。）によると、請求者は、昭和 58 年 2 月 24 日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、請求期間は国民年金の未加入期間となっている。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者は、昭和 58 年 4 月 1 日にC 共済組合の加入者資格を取得しており、請求期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、雇用保険被保険者の記録によると、同共済組合に加入しているD事業所において雇用保険被保険者の資格を同日に取得していることが確認できる。

また、請求者は、請求期間はE学校（当時）に在学中の学生であり、同学校に行きながら働いたことはない旨陳述しているところ、同学校の学籍簿を保管するF大学は、請求者のE学校の在学期間は昭和 57 年 4 月から昭和 58 年 3 月までである旨回答している上、D事業所は、請求者の採用年月日は昭和 58 年 4 月 1 日である旨回答している。

これらのことから、請求期間は国民年金の強制加入期間と認められ、昭和 58 年 2 月 24 日に国民年金被保険者資格を喪失する合理的な理由は見当たらない。

さらに、請求者から提出された昭和 57 年度国民年金印紙代金（保険料）納入通知書兼領収書によると、請求者は、昭和 57 年 4 月から昭和 58 年 3 月までの国民年金保険料を昭和 57 年 4 月 23 日に一括して納付しており、上記国民年金被保険者台帳及び A 村台帳において、昭和 57 年 4 月から昭和 58 年 3 月までの国民年金保険料は納付済であることが確認できるところ、当該国民年金被保険者台帳、A 村台帳及びオンライン記録において、請求者が同年 2 月 24 日に国民年金被保険者資格を喪失した後に同月及び同年 3 月の国民年金保険料が還付された記録は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2500032 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2500019 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間の標準賞与額を 82 万 5,000 円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 39 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 3 年 7 月 9 日

私は、A 社から請求期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る 2021 年度の夏期賞与支給明細、請求者から提出された 2021 年度の夏期賞与支給明細及び B 銀行から提出された請求者の預金共通月中異動および残高明細表により、請求者は、請求期間において事業主から 82 万 5,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 7 年 4 月 1 日年金事務所受付）し、厚生年金保険料につい

ても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2500037 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2500020 号

第 1　結論

請求者の A 社における請求期間の標準賞与額を 87 万 8,000 円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 35 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　令和 4 年 7 月 8 日

私は、A 社から請求期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3　判断の理由

A 社から提出された請求者に係る 2022 年度の夏期賞与支給明細、請求者から提出された 2022 年度の夏期賞与支給明細及び B 銀行から提出された請求者の普通預金取引明細証明書により、請求者は、請求期間において事業主から 87 万 8,500 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 7 年 4 月 1 日年金事務所受付）し、厚生年金保険料につい

ても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2500038 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2500021 号

第 1　結論

請求者の A 社における請求期間の標準賞与額を 86 万 1,000 円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 40 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　令和 4 年 7 月 8 日

私は、A 社から請求期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3　判断の理由

A 社から提出された請求者に係る 2022 年度の夏期賞与支給明細並びに請求者から提出された 2022 年度の夏期賞与支給明細及び貯金通帳により、請求者は、請求期間において事業主から 86 万 1,600 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 7 年 4 月 1 日年金事務所受付）し、厚生年金保険料につい

ても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2500039 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2500022 号

第 1　結論

請求者の A 社における請求期間の標準賞与額を 86 万 5,000 円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 36 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　令和 4 年 7 月 8 日

私は、A 社から請求期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3　判断の理由

A 社から提出された請求者に係る 2022 年度の夏期賞与支給明細並びに請求者から提出された 2022 年度の夏期賞与支給明細及び貯金通帳により、請求者は、請求期間において事業主から 86 万 5,800 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 7 年 4 月 1 日年金事務所受付）し、厚生年金保険料につい

ても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2500040 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2500023 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間の標準賞与額を 90 万 1,000 円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 4 年 7 月 8 日

私は、A 社から請求期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る 2022 年度の夏期賞与支給明細、請求者から提出された 2022 年度の夏期賞与支給明細及び B 銀行から提出された通常貯金預払状況調書により、請求者は、請求期間において事業主から 90 万 1,100 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 7 年 4 月 1 日年金事務所受付）し、厚生年金保険料につい

ても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2500058 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2500024 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 29 年 12 月 28 日の標準賞与額を 36 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 29 年 12 月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成29年12月28日

私は、A 事業所から請求期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がないので、請求期間の賞与を記録してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間において事業主から 36 万 6,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行

ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2500065 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 2500004 号

第 1 結論

本件訂正請求を却下する。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 46 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 7 月から平成 16 年 2 月まで

私が平成 25 年に請求期間の国民年金保険料を後納又は追納により納付した際、年金事務所の担当者から私が納付した請求期間の国民年金保険料は、私と元配偶者の二人分であった旨説明されたため、年金事務所に対して私が納付した元配偶者の国民年金保険料の還付を求めているが、現在まで納得できる回答を得られていない。

元配偶者とは平成 16 年に離婚しており、元配偶者の請求期間の国民年金保険料を私が納付する必要はないので、元配偶者の請求期間の国民年金保険料の納付状況を調査し、私が元配偶者の請求期間の国民年金保険料を納付していた場合は、その国民年金保険料を還付してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金法(以下「法」という。)第 14 条の 2 第 1 項には、被保険者又は被保険者であった者は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。)が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる」と規定されている。

また、法施行規則第 15 条の 2 には、上記特定国民年金原簿記録の厚生労働省令で定める事項について、被保険者の給付に関する事項及び納付することを要しないものとされた保険料に関する事項と規定されている。

請求者は、元配偶者の国民年金保険料について、納付状況の調査及び請求者が納付したとする国民年金保険料の還付を求め、本件訂正請求を行っているが、当該事項は国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないとして訂正を求めるものではない。

よって、本件訂正請求は、法第 14 条の 2 第 1 項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。